

議事の公表のあり方について（検討用参考資料）

公表の形態	基本計画検討会（17年4～12月実績）		基本計画推進専門委員等会議（案）		各「検討会」（案）	
	公表時期	公表の内容	公表時期	公表の内容	公表時期	公表の内容
メディアへの 事後ブリーフ 等	会議終了の 直後	・事務局が対応 ・概要を記者ブリーフ ・発言等是非顕名	会議終了の 直後	・事務局が対応 ・概要を記者ブリーフ ・発言等是非顕名	会議終了後 2,3日程度	・事務局が対応 ・概要をホームページ公開 ・発言等是非顕名
議事要旨	会議終了後 2週間程度	・事務局が対応 ・議題に係る発言は原則す べて掲載*、議事進行その 他については概要のみ掲 載 ・発言等是非顕名 ・各構成員のチェックの上 で公表	会議終了後 2週間程度	・事務局が対応 ・議題に係る発言は原則す べて掲載*、議事進行その 他については概要のみ掲 載 ・発言等是非顕名 ・各構成員のチェックの上 で公表	会議終了後 2週間程度	・事務局が対応 ・議題に係る発言は原則す べて掲載*、議事進行その 他については概要のみ掲 載 ・発言等是非顕名 ・各構成員のチェックの上 で公表
議事録	基本計画案 の策定後	・座長が公表 ・議題に係る発言及び議事 進行について原則すべて 掲載** ・発言等は顕名	全「検討のた めの会」の報 告書等の策 定後（検証・ 評価・監視が 議題のとき は、議事要旨 公表後速や かに）	・議長が公表 ・議題に係る発言及び議事 進行について原則すべて 掲載** ・発言等は顕名	当該「検討の ための会」の 報告書等の 策定後	・座長が公表 ・議題に係る発言及び議事 進行について原則すべて 掲載** ・発言等は顕名

（注）

「*」について：発言者が明らかになる部分及び情報公開法第5条各号に該当する部分については、掲載せず。

「**」について：情報公開法第5条各号に該当する部分については、掲載せず。